

## 横浜環状道路南線に関する連協からの訴訟、および行政不服審査請求年史

### ◆訴訟関係

- 1992年07月 横環南線に関する虚偽パンフ作成配布費用の件で横浜市監査委員会に監査請求  
1992年09月 上記請求却下を受け横浜市長外2名を被告として横浜地裁に住民訴訟提訴  
1992年07月 横環南線に関する虚偽パンフ作成配布費用の件で神奈川県監査委員会に監査請求  
1992年09月 上記請求却下を受け神奈川県知事外2名を被告として横浜地裁に住民訴訟提訴  
1993年05月 道路予定地購入価格の件で、横浜市監査委員会に監査請求  
1993年09月 上記請求却下を受け横浜市長を被告として横浜地裁に住民訴訟提訴  
1998年05月 上記棄却（1998年4月）を受け東京高裁に控訴  
1999年03月 上記棄却（1999年2月）を受け最高裁に上告、（同年10月最高裁棄却）  
1998年02月 道路予定地虚偽告知に関し、横浜市および開発業者5社を被告として横浜地裁に民事訴訟提訴  
  
2000年12月 上記棄却（2000年12月）を受け東京高裁に控訴  
2001年03月 横浜地裁高柳輝雄裁判長外2名を裁判官訴追委員会へ訴追請求  
2002年01月 東京高裁棄却（2001年12月）を受け最高裁に上告  
2002年06月 上記棄却（2002年5月）を受け最高裁に再審請求（12月最高裁再審請求却下）  
2008年03月 東日本高速道路（株）を被告として庄戸地区ボーリング差止めの民事訴訟提訴  
2008年07月 上記棄却（2008年7月）受け東京高裁に控訴  
2008年08月 ボーリング工事禁止の仮処分申請  
2008年09月 ボーリング工事完了につき控訴、仮処分申請取り下げ  
2008年08月 上記訴訟中山頭裕裁判官外2名を裁判官訴追委員会へ訴追請求  
2009年02月 臼井裁判官訴追委員長より訴追せずの通知  
2010年03月 国土交通大臣の審査請求却下裁決の取り消しを求めて国を被告として東京地裁に行政訴訟を提訴  
  
2010年04月 東京地裁がこの提訴を却下判決。これを受け直ちに東京高裁に控訴  
2010年06月 東京高裁がこの控訴を棄却判決。地裁の却下判決の誤りを間接的に認めた。  
2010年07月 これを受け国民の裁判を受ける権利侵害であるとして最高裁に上告  
2011年01月 上記棄却  
2011年02月 上記判決は憲法違反に当たるとして再審請求  
2011年03月 上記再審請求棄却  
2011年06月 栄区の「やらせアンケート」の税金無駄遣いを横浜市監査委員に監査請求  
2011年08月 上記請求の却下を受けて横浜市長を被告として横浜地裁に住民訴訟提訴  
2013年02月 上記棄却、ただし原告の主張を大幅に認めたため控訴せず  
2013年06月 大林不動産の道路予定地ウソ説明で、要素錯誤で宅地購入した件で横浜地裁に民事訴訟提訴  
  
2014年01月 同上判決は、要素錯誤を間接的に認めた上で不当利得返還要求は時効により棄却  
2014年01月 国交大臣が地質学の専門家の意見を聞かずに南線の事業継続を妥当としたのを受けてそれを決定したのは違法として東京地裁に提訴  
2014年02月 事業評価監視委員会が事業継続を妥当としたのは処分に当たらず、訴えは不適法として棄却。

◆行政不服審査請求関係他

- 2006年11月 横環南線事業の広報・広聴活動時に事業者の行った違法なアンケート手続きの件で国土交大臣に行政不服審査請求（同年12月国土交通大臣より請求却下の通知）
- 2006年11月 横環南線事業の広報・広聴活動時に事業者の行った違法なアンケート手続きの件で横浜市長に行政不服審査請求（同年12月横浜市長より請求却下の通知）
- 2008年05月 国土交通大臣に訴訟に関して質問状送付、回答なし
- 2008年05月 NEXCO コンプライアンス委員会に審議要求、以後9月まで3回。回答なし
- 2009年06月 地権者に通知しないまま事業者が設計・用地説明会を企画した件について、国土交通大臣に行政不服審査請求、（同年6月国土交通大臣より請求却下の通知）
- 2009年07月 地権者を無視して設計・用地説明会を強行した件について国土交通大臣に行政不服審査請求（同年7月国土交通大臣より請求却下の通知）
- 2009年07月 地権者を無視した設計・用地説明会を事業者と協同して実施した件について横浜市長に行政不服審査請求（同年12月横浜市長より請求却下の通知）
- 2009年12月 関東地方整備局事業評価監視委員会が11/24の委員会で十分な審議のないままに横環南線事業を継続とした件について国土交通大臣に行政不服審査請求
- 2010年01月 前原国土交通大臣から審査請求却下の通知
- 2011年04月 南線の釜利谷-庄戸間トンネルに50mX50mの開口部を設ける設計資料の開示請求を不開示としたのは不当として国交大臣に不服審査請求→内閣府情報公開審査会で審査中
- 2013年02月 事業評価監視委員会が地質学等の専門家の意見を聴かずに南線の事業継続としたのは不当として国交大臣に不服審査請求
- 2013年04月 同上却下
- 2013年04月 南線用地不売地権者に関する開示請求に対してごく一部のみ開示で、殆ど不開示としたのは不当として国交大臣に不服審査請求→内閣府情報公開審査会で審査中
- 2013年07月 国交大臣が事業評価監視委員会の意見に基づき南線の事業継続を決定したのは不当として不服審査請求
- 2013年07月 同上却下